

仕様書

1 購入物品の名称及び数量

録音・録画装置（小型可搬型） 8式

2 購入物品の概要

録音・録画装置（小型可搬型）（以下「本装置」という。）は、録音・録画装置（設置型）が設置されていない警察署等の取調べ室に持ち運び、警察署等の取調べ室内においてカメラ・マイクにより映像音声を撮影し、即時に映像にタイムコードを付した上でハードディスク及びディスクメディア（DVD-R/BD-R）に同時に録音・録画するもの。

受注者は本装置を刑事部刑事企画課に納入し、本装置の調整（本装置の映像音声 が正常に撮影され、記録することが可能となる状態にすること。）を行うこと。

3 購入物品の仕様等

別紙1「詳細仕様」のとおり

4 納入期限

令和9年3月31日

5 検査及び納入方法等

(1) 納入期限までに刑事部刑事企画課に納入及び調整（以下「納入等」という。）を行い、刑事部刑事企画課担当者（以下「担当者」という。）の検査に合格することにより納入等の完了とする。納入等が完了すれば担当者に対し受領書を示しその署名押印を受け、速やかに出荷報告書と共に担当者に提出すること。

なお、これらに要する経費は受注者の負担とする。

(2) 本装置を使用するために必要なマニュアル及び技術資料（日本語に限る。）は、本装置一式につき一部納入すること。

(3) 本装置の調整終了後、担当者に操作方法を説明すること。

(4) 納入等の際、警察本部の建物施設及び機械機器類を破損、滅失等させた場合は、受注者において原状回復することとし、その一切の費用を負担すること。

(5) 納入等で生じた梱包資材については、全て受注者の責任において処分すること。

- (6) 納入等に当たっては、担当者と納入計画について綿密な調整を行うとともに、1ヶ月に1度以上、納入の進捗状況を担当者に報告すること。

6 受注者の条件

受注者は以下の条件を満たしていること。

- (1) カメラ及びマイクによる映像音声の撮影を行う装置、ドーム型カメラ、シーリングマイク等（設置工事を含む。）、撮影された映像音声をHDD、DVD、BD等にリアルタイムに記録する装置について、1年以上の生産又は販売実績を有する者であること。
- (2) 日本国内において録音・録画装置の機能確認を行う設備を準備でき、発注者の立会に応じられること。
- (3) 本装置に係るアフターサービス、修理、部品提供等を納入後7年以上にわたり速やかに行い得る体制を有すること。
- (4) 担当者からの依頼後、速やかに本装置の詳細について理解した保守要員を派遣できること。
- (5) 入札参加資格確認審査までに総務部会計課に、(1)から(4)を疎明する資料及びカタログ等物品の仕様を確認できる資料を提出し、担当者の確認を受けること。

7 提出資料

- (1) 受注者は、契約締結後、下記の書類を各一部ずつ担当者に速やかに提出し、承認を得ること。提出書類は原則としてA4版縦又は横書き、日本語とし、専門用語については必ず説明を付すこと。

ア 納入等スケジュール表

イ 保守及びサービスの体制表

ウ 機密保持体制等（本作業における機密保持の体制、方法、文書管理方法等を示す資料）

エ 資本関係・役員の情報、事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報

- (2) 機器の故障等により本装置が作動しなかった場合は、警察署担当者の求めにより故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく担当者に提出すること。

8 契約不適合責任等

- (1) 納入後において、設計等に起因する障害等の不具合が生じた場合は、受注者の

責任において無償でその対応を行うこと。また、納入後の機器やソフトウェアに脆弱性を発見した場合には、発注者に連絡し、その対応を行うこと。

- (2) 納入後1年間は、発注者側の故意又は過失による場合を除き、装置に故障等が発生した場合は、受注者の責任において技術料を含めて無償で修理又は同等品との交換を行うこと。当該修理等は保守員による出張修理を原則とする。
- (3) 修理に時間を要する場合は、代替品を提供すること。
- (4) 修理、交換等によりHDDを警察施設外に持ち出す必要が生じた場合には、当該HDDのデータ消去を確実に実施し、担当者に消去完了報告書を提出すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項により疑義が生じた場合には、発注者と協議し、その指示に従うこと。

詳細仕様

1 録音・録画装置（小型可搬型）1 式の構成

(1) 本装置の構成は以下のとおりとする。

- ・ 撮影装置部 1 式
- ・ 記録装置部 1 式

(2) 撮影装置部 1 式の構成は以下のとおりとする。

- ・ 小型カメラ 1 台
- ・ マイク 1 台
- ・ その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

(3) 記録装置部 1 式の構成は以下のとおりとする。

- ・ HDD 2 台
- ・ ディスクメディアレコーダー 3 台
- ・ タイムレコーダー 1 台
- ・ モニター 1 台
- ・ 収納ケース 1 個
- ・ その他仕様書記載の機能を達成するために必要な機器

2 撮影装置部

(1) 機能

撮影装置部は、カメラ及びマイクで取調べ室内の映像音声を撮影し、ケーブルを通じて、リアルタイムかつダイレクトに記録装置部に当該映像音声を送信する機能を有すること。

(2) 各機器の仕様等

ア 小型カメラ

(ア) 撮影装置部 1 式につき 1 台とする。小型カメラは小型カメラケース内に設置されたものとし、また、壁面への取付け及びアングルの調整に配慮した小型の取付け部品を付属させること。

(イ) 仕様

〈小型カメラ本体〉

- | | | |
|-------|---|---------------------------------------|
| サイズ | : | 小型カメラケースに収納可能なもの |
| 重量 | : | 60グラム程度以内（小型カメラケースを含む。取付け部品、ケーブルを除く。） |
| フォーカス | : | 100cm ～ ∞ |

有効画素数 : 38万画素以上（アナログカメラを用いる場合にあつては水平解像度540TV本程度以上のもの。）

フレームレート : 30フレーム/秒

ケーブル長 : 5メートル以上

その他 : 逆光補正機能、ノイズリダクション機能あり

〈小型カメラケース〉

サイズ : 幅45mm×高さ65mm×奥行30mm 以下

材質 : ABS樹脂など必要な強度を有するケースとすること。
ただし撮影用の開口部を有する面はスモークを付したアクリルパネルとし、小型カメラが外部から透視できないように配慮すること。

(ウ) 記録装置部前面に設けたUSBポートに接続し、ケーブルを通じて映像の送信と給電を行うこと。

(エ) 記録装置部に送信する映像は、VGA（640×480）フレームレート30 f p s の水準又はそれ以上の水準を維持すること。映像のアスペクト比は4:3又は16:9とすること。

(オ) 耐久性に配慮し、被覆等によりケーブルに必要な補強を行うこと。

(カ) 小型カメラケース背面には取付け部品に固定するための金具を取り付けること。金具の形状は、ISO準拠の「細ネジ（小ネジ）」M6サイズとし、市販の三脚等の雲台に取り付け可能なものとするとともに、三脚を1脚付属させること。

(キ) 取付け部品は、ボールヘッド型接合部などを有し、手動（ドライバーなどを用いない）で上下左右にカメラの角度を自在に調整可能であること。

(ク) 取付け部品はマグネットによる壁面への着脱及び三脚への着脱が自在に可能なものとする。

なお、壁面への着脱のためにあらかじめ取調べ室の壁側に取り付けるべき金具等（以下「壁面金具」という。）がある場合にはその形状について担当者の事前了解を得るとともに、当該金具を5個付属させること。

(ケ) 壁面金具の素材、形状等

壁面金具は、概ね10cm×10cm大の鉄板とする。

側面を内側に折り込む、角部分を面取りする等した上で、表面にベージュ色（取調べ室壁面の基準色、別途指定）の塗装を施し、京都府警察職員が壁面に設置できるよう、接着剤や仮止めテープ、取付説明書等を付属させること。壁面金具は、被疑者が取り外しできないように強固な接着剤を使用し、被疑者が壁面金具で受傷することがないように、壁面からの突出は3ミリ以内とする。

イ マイク

(ア) 撮影装置部 1 式につき 1 台とする。

(イ) 仕様

型式	: コンデンサー型
指向特性	: 全指向性
周波数特性	: 300Hz～5 kHzを包含する周波数特性を有すること
感度	: $-35\text{dB} \pm 3.5$ (0 dB=1 V/Pa、1 kHz) (より高感度のマイクとすることを可とする。)
給電方法	: プラグインパワー方式
質量	: 120グラム以下 (コードを除く。)
ケーブル長	: 5メートル以上
プラグ	: USB Type-A
その他	: 卓上設置用バウンダリーマイクであること。 機器の外部振動ノイズを低減するための機構を有していること。

(ウ) マイクは、記録装置部前面に設けたUSBポートに接続し、音声の送信及び給電を行うこと。

3 記録装置部

(1) 機能

ア 記録装置部は、撮影装置部から送信された映像音声について、タイムレコーダーにより当該映像に時刻表示を付した上で、リアルタイムに2台のHDD、3台のディスクメディアレコーダーに送り、HDD及びディスクメディア (DVD-R/BD-R) に同時に録音・録画を行う。

イ 記録装置部は、前面に、映像入力ポート、マイク入力ポート、映像音声出力ポート (遠隔視聴用ケーブル用) を有すること。

ウ 記録装置部のモニターは、スピーカーを内蔵し、撮影装置部から送信された映像音声を表示再生することができ、加えてイヤホン接続時にはイヤホン端子 (ステレオピンジャック) のみから音声を出力することができること。

また、スピーカーからの音声の出力ON/OFF機能及び音量調整機能を有していなければならない。

エ 録画準備完了状態のまま、一定の時間が経過すると録画開始を促すアラーム音及びメッセージにより通知すること。

オ ディスクメディア (DVD-R/BD-R) の録音・録画可能な残り時間が一定の時間になると画面表示及びアラーム音により通知すること。

カ 録音・録画中に小型カメラ又はマイクのケーブルが抜けた場合は、録音・録

画を停止し、画面表示及びアラーム音により通知すること。

(2) 記録装置部を構成する各機器の仕様等

ア HDD/ディスクメディアレコーダー

(ア) 記録装置部 1 式につき、HDD 2 台、ディスクメディアレコーダー 3 台とする。

(イ) 仕様

録画可能ディスク : BD-R/RE, DVD-R/RW

映像記録圧縮方式 : AVC/H. 264、MPEG-2、MPEG-4

ディスクへの記録方式は、以下のいずれにも対応

DVDディスク : DVD-VIDEO, DVD-VR

BDディスク : BD-AV, BD-MV

音声記録圧縮方式 : ドルビーデジタル、リニアPCM 又は MPEG-1 Layer2

ハードディスク容量 : 500GB以上 (内蔵)

録画時間 : 標準モード

DVD画質でDVD-R (4.7GB) に2時間、BD-R (25GB) に10時間以上の録音・録画が可能であること。

長時間モード

DVD画質でDVD-R (4.7GB) に4時間以上の録音・録画が可能であること。

ダビング性能 : DVD及びBDの高速ダビング (※) が可能であること。

(※) 以下のいずれにも対応すること。

映像圧縮方式 AVC/H. 264、MPEG-2、MPEG-4

音声圧縮方式 ドルビーデジタル、リニアPCM、MPEG-1 Layer2BD

ディスク記録方式 BD-AV、BD-MV、DVD-VIDEO、DVD-VR

(ウ) HDD/ディスクメディアレコーダーに入力された映像音声を、リアルタイムかつダイレクトに内蔵HDDと記録メディアに同時記録できること。

(エ) HDD 2 台、ディスクメディアレコーダー 3 台のうち、いずれか 1 台又は複数台が同時に故障しても、残る全てのHDD及びディスクメディアレコーダーで同時記録が行えること。

(オ) 収納ケースにマウント金具を用い設置ができること。

(カ) 記録したBD-R/REは、市販された全てのブルーレイドライブで再生できること。

- (キ) 記録したDVD-R/RWは、市販された全てのDVDドライブで再生できること。
- (ク) (カ)及び(キ)が再生できないことが判明した場合は、受注者の費用負担で、速やかに再生できるよう機器を改修すること。
- (ケ) 内蔵HDDに記録した映像音声を、簡易な操作により消去することができること。また消去した映像音声は、暗号化等により復元できないようにすること。

イ タイムレコーダー（映像改竄防止装置）

- (ア) 記録装置部1式につきタイムレコーダー1台を設置する。
- (イ) 入力された映像の画面上に時刻表示（年、月、日、時、分、秒）を付して（スーパーインポーズして）、時刻表示を付した映像の出力ができること。
- (ウ) 出力映像については、表示された時刻の背面の映像が保存されない方式を用いることにより、時刻表示の削除編集を容易に行うことのできないものとする。
- (エ) 時刻表示は、映像画面に同化しないように白抜き文字（緑の色は黒又はグレー）とすること。時刻表示の位置については、別紙2のとおり。

ウ モニター

- (ア) 記録装置部1式につきモニター1台とする。
- (イ) 画面サイズは7インチ以上12インチ以下とする。
- (ウ) 記録装置部のモニターは、スピーカーを内蔵し、撮影装置部から送信された映像音声を表示再生することができること。加えてイヤホンジャック（3.5mmステレオミニ）を備え、イヤホン接続時にはイヤホンジャックのみから音声を出力することができること。
- (エ) 折りたたみ可能なスタンド等が付属し自立すること。

エ 収納ケース

- (ア) 収納ケースは、記録装置部1式につき1台とする。
- (イ) 収納ケースのサイズは、55cm以下×55cm以下×30cm以下とすること。
- (ウ) 前面及び後面の蓋（カバー）は取り外すことができ、機器前面で機器の操作や必要なプラグの着脱を行うことができ、機器側面から外部電源タップへの接続を行う構造とすること。
ただし、記録装置部自体が収納ケースを兼ねており、そのまま機器の接続や操作が可能である場合、取り外し可能な蓋の設備は要しない。
- (エ) 運搬用台車を付属させ、収納ケースは、運搬用台車ででの搬送を可能とし、収納ケース、運搬用台車等を含めた総重量については、概ね20kg以下とすること。

- (オ) 運搬用台車は耐荷重20kg以上、車輪の直径は10cm以上とすること。
- (カ) 警察が取り扱う装置であることが判らないような外観とすること。
- (キ) 使用時に接続等を行う小型カメラ、マイク、三脚、ケーブル等の部品の他に、BD等の媒体50枚入り 1 ケース以上を収納できるようにすること。これらの部品等については、収納ケース以外のソフトケース等に収納することを妨げないが、収納ケースと一体で搬送及び保管が行えるよう配慮すること。
- (ク) 機器の放熱効率及び運搬時の振動に配慮した構造とすること。
- (ケ) 記録装置部前面には、映像入力及び給電ポート、マイク入力ポート、遠隔視聴用ケーブル用映像音声出力ポートを有する入出力接続部を設置し、接続が簡単に外れないような措置を施し、多数回のプラグの着脱への耐久性に配慮すること。
- (コ) 収納ケース内部にマイクアンプ装置を取り付けるなどにより、マイクからの入力音量を調整する機能を有することとし、記録装置部前面に設けた入力音量調整つまみ等により調整を行うことができること。
- (サ) 収納ケース内部に電源分岐タップを設けるなどにより、記録装置部から1本のコードで装置全体（撮影装置部を含む）の給電を行う構成とすること。
電源コードは耐久性に配慮した被覆を有したものとし、長さは5メートル以上とすること。

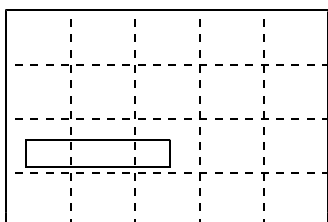
4 本装置に関するその他の事項

- (1) 各機器を接続するために必要な配線部材は受注者の負担とする。
- (2) 外部に露出するコード、ケーブル類については、SFチューブにより複数のケーブルを束ねるなど設置・運用に配慮したものとすること。
- (3) 機器の故障等により録音・録画装置が作動しなかった場合においては、担当者の求めにより、故障等で作動しなかった旨を証明する文書を遅滞なく発行すること。
- (4) 機器の操作は、モニター画面によるタッチパネル、モニター画面によるマウス操作、タブレット画面による操作、記録装置部前面による操作であることを問わないが、時刻合わせ、録画モード変更等を含めた全てを同一画面等による単一的な操作により行えるものとし、別のリモコン等による操作と併せて行う等の複雑な操作にならないこと。
- (5) 機器起動後、概ね5分以内で録音・録画の開始が可能であること。
- (6) 録音・録画の開始及び終了、ダビング等の操作が容易であること。

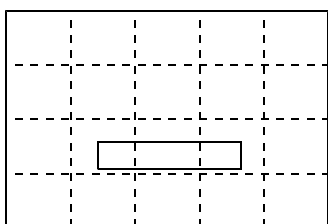
時刻表示のイメージ

表示位置について

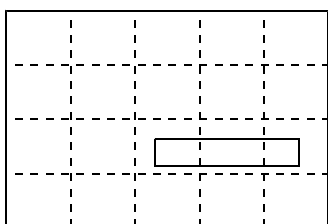
- ① 上から3段目・左から2列目のマスを中心とした時刻表示を行う場合



- ② 上から3段目・左から3列目のマスを中心とした表示を行う場合



- ② 上から3段目・左から4列目のマスを中心とした表示を行う場合



時刻表示のイメージ

(令和7年12月20日 午後1時23分45秒の時点の表示)

2025/12/20 13:23.45